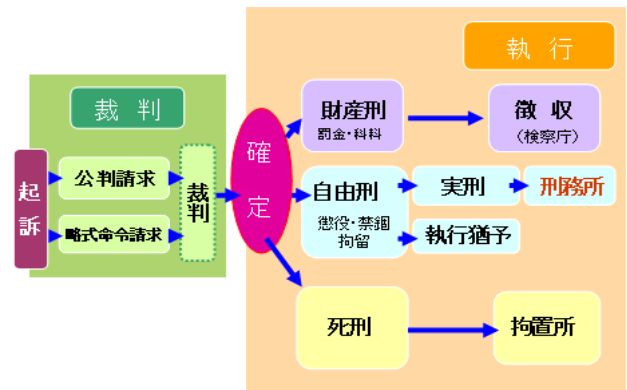
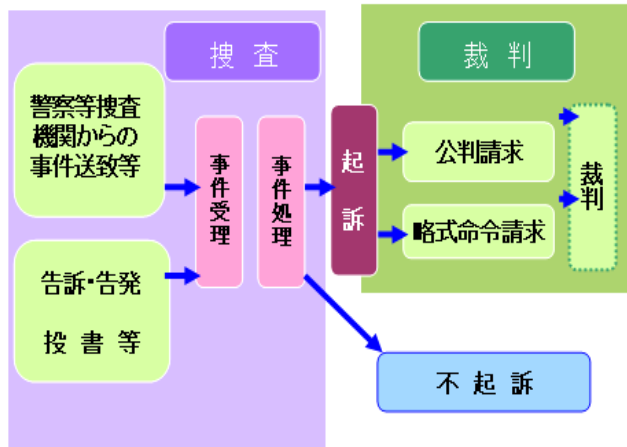


刑事手続の流れ



検察庁の組織

検察庁は、最高検察



〒040-0031
 函館市上新川町1番13号
 TEL (0138)41-1231(代表)
 (0138)41-1268(検察広報官直通)
 HP <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hakodate/>

函館地検管内の事件数

平成26～28年度に函館地検管内で受理した事件は、下図のと

検察庁のしおり



「幸福な」(=HAPPY)社会を実現したいとの願いから、はっぴ(=ハッピー)を着せて命名されました。イカより1本多い11本の足は、裁判官3人と裁判員6人、検察官、弁護士を表しています。

函館地方検察庁広報キャラクター「はっぴー」

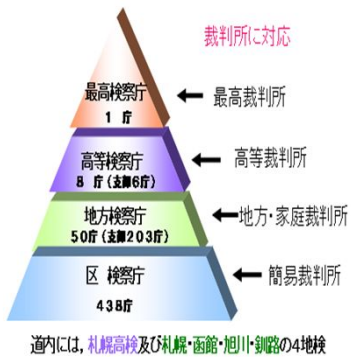


函館地方検察庁

(平成29年6月作成)

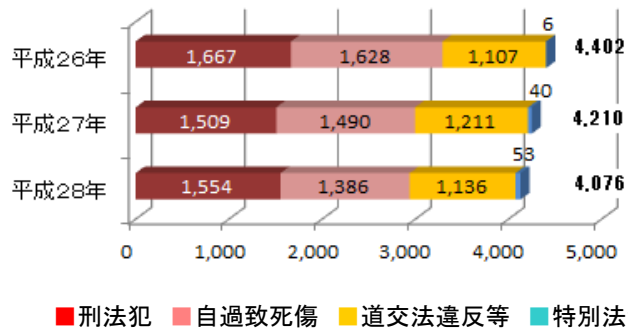
裁判員制度

平成21年5月21日から裁判員制度が始まっています。



庁、高等検察庁(高検)、地方検察庁(地検)及び区検察庁(区検)があり、各裁判所に対応して置かれています。高検及び地検には支部が置かれています。検察庁には、検察官と検察事務官等がいます。検察官は、犯罪について捜査し、裁判所に起訴するかを判断し、起訴できる事件でも、犯罪の軽重・情状等によっては起訴しないこととする権限があります。

おりです。道路交通法違反、自動車運転過失致死傷といった交通事故事件が約7割を占めています。



裁判員制度では、国民が裁判員として殺人など一定の重大事件の裁判に参加し、裁判官とともに有罪・無罪及び刑の内容を決めることになります。

函館地検管内では、同制度開始から平成29年5月までに、次の裁判員裁判が行われました。

- ・殺人等(未遂、幫助を含む)13件
 - ・傷害致死11件
 - ・強盗致傷等6件
 - ・強姦致傷等4件
 - ・強制わいせつ致傷等4件
 - ・現住建造物等放火6件
 - ・危険運転致死1件
- 合計45件

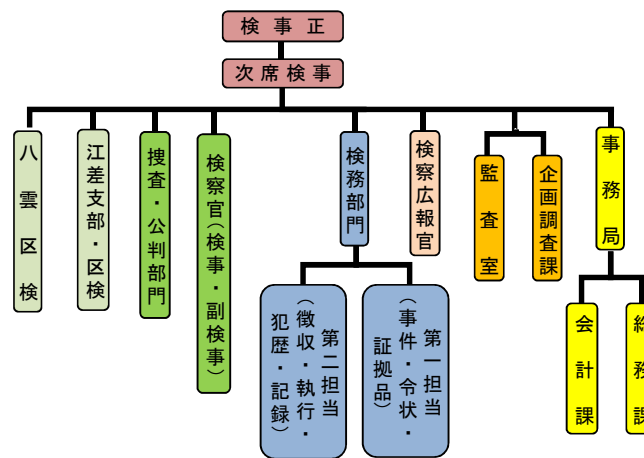
函館地検の管轄

函館地検の管内は、渡島半島の2市18町1村からなり、検察庁は、函館地検(本庁)・区検、江差支部・区検、八雲区検、寿都区検(八雲区検で事務取扱)及び松前区検(本庁で事務取扱)が置かれています。



函館地検の機構

以下の表は、函館地検の機構を示しています。検察庁の規模に応じて、構成されている部・課・室は変わりますが、仕事の内容は同じです。



検察Q & A

Q
A

検察庁の捜査と警察の捜査の違いは何ですか？

警察は刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。起訴する権限は、検察官のみに与えられており、検察官は裁判所に対し起訴してその処罰を求めるという責任があるため、警察等から送られてきた捜査記録などの内容が真実であるかどうか、事件の真相解明のための捜査を行っています。また、検察官が最初から独自に捜査を行うこともあります。

Q
A

検察官、検察事務官にはどうしたらなれますか？

検察官には、検事と副検事があります。一般的に、検事になる資格は、司法試験に合格し、司法修習を終えた者にあります。副検事には、検察事務官などの一定の公務員が特別な試験に合格することとなります。

検察事務官になるためには、国家公務員試験の一般職試験(大卒程度試験, 高卒程度試験, 社会人試験)に合格する必要があります。